

直島港におけるビジターバース利用可能施設要領

場 所 (係留施設) 本村 2 号浮桟橋 別紙図面あり

事前提出書類

- 1 係留施設使用許可申請書
記名・押印及び必要事項記載
- 2 船舶検査証書の写し 添付

申込窓口

株式会社直島文化村
香川県香川郡直島町 850 番地 2

メール BASN-archive@mail.benesse.co.jp
FAX 087-840-8273
※受付は、メールまたはFAXのみ

利用の条件等

受付日 火曜日～日曜日（月曜日は休館 但し月曜日が祝日の場合は、その翌日）
受付時間 11:00～16:00
申込期限 予約日の半年前から 3 日前まで
※ 原則、月曜日は休館のため係留できません（但し月曜日が祝日の場合は、その翌日）

使用料

（業務用）

香川県港湾管理条例により、（料金表別紙）
係留施設（不定期船一係留ごとに）総トン数 1 トンにつき 5,120 円
※係留が 24 時間を超える場合は、24 時間までごとに一係留とする。

（プレジャーボート）

係船料

区分	単位	ビジターバースとして利用可能な 係留施設に係留する場合
全長 10m 以下	1 隻 1 日	1,390 円 (1,670 円)
全長 10m 超 11m 以下		1,580 円 (1,890 円)
全長 11m 超 12m 以下		1,780 円 (2,100 円)
全長 12m 超		船舶の長さ 1m までごとに 160 円 (180 円)

- ※ 1 日とは 24 時間以内をいう。
※ () 内は、県外者が使用する場合の金額
※ プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。（業務用船舶は含まない。）

注意事項

- ◊ 利用申込みの受付は、使用する日の**3日前**までです。3日前までに申込みを行わなかった場合は、施設を利用できません。
- ◊ **係船料は、施設到着後に直島文化村（本村ラウンジ＆アーカイブ）で支払ってください。**
- ◊ 船舶等の損傷・盗難、その他の事故による損害については、その責任を負いません。
- ◊ 施設を破損・滅失した場合、利用者はその損害を賠償する必要があります。
- ◊ 周りの迷惑になる行為は禁止します。
- ◊ 船舶に直接波を受けますので、係留には注意が必要です。
- ◊ **当施設では、給水・給電・修繕等はできません。**
- ◊ ゴミは各自お持ち帰りください。
- ◊ 天候など問題が発生する恐れがある場合には、ご利用をお断りすることがあります。
- ◊ 干潮時等、浅い箇所もありますので、入港にあたっては事前にチャート（海図）等にて航路の確認をお願いします。

本村2号浮桟橋



部分に係留可能

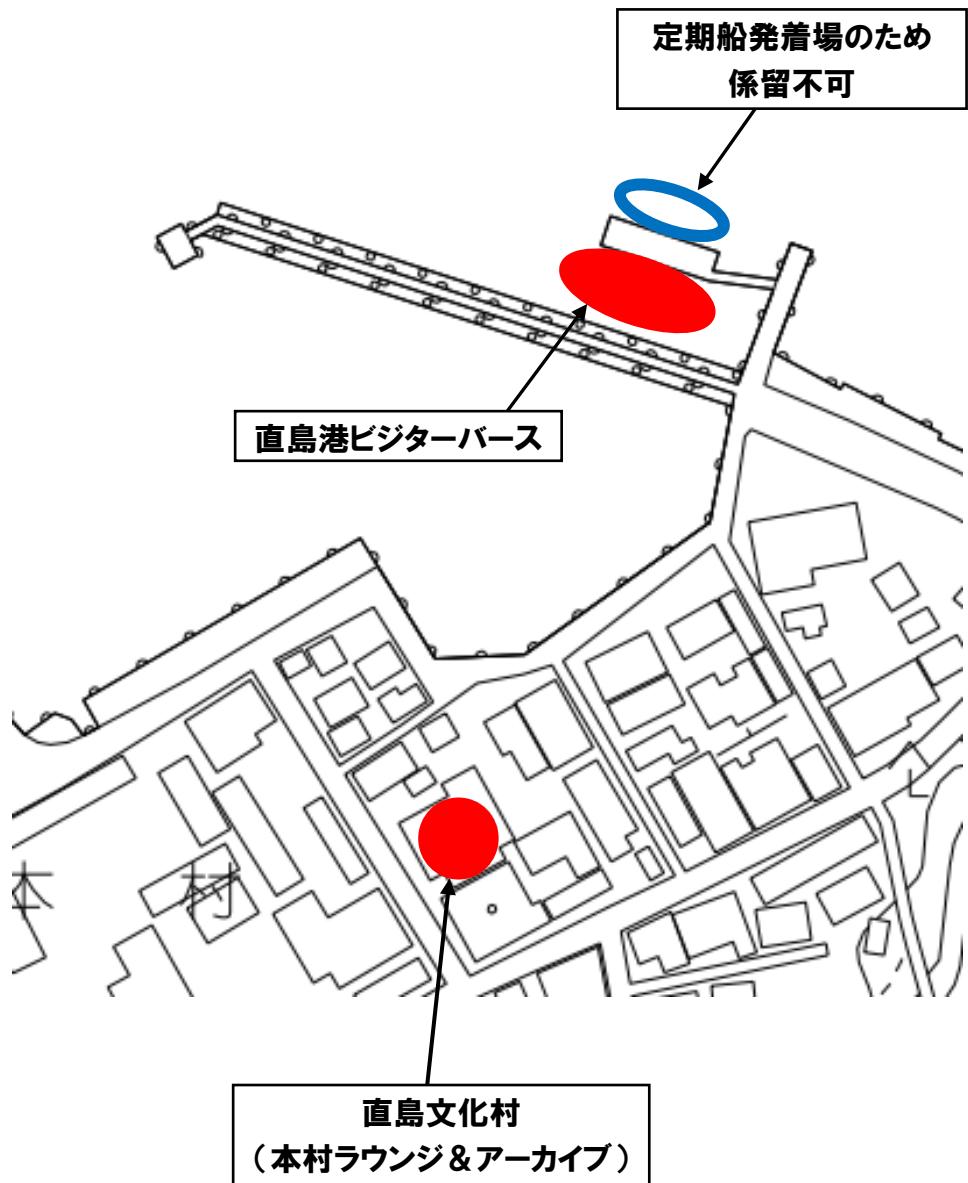
申込関係

申込窓口	所在地	申込先(メール、FAXのみ)	利用許可の条件等
直島文化村 (本村ラウンジ＆アーカイブ)	直島町 850-2	1. メール BASN-archive@mail.benesse.co.jp 2. FAX 087-840-8273	受付は、メールまたはFAXのみとし、予約日の3日前までには申し込みをすること。

直島港ビジターバース概要

施設名称	施設所在地	施設延長	水深	対象船舶	給水・給電等設備	受入可能隻数
本村2号浮桟橋	香川郡直島町 本村	25m	-3m	19G/T	無	定期小型旅客船発着所のため <u>片側のみ係留可能</u> 通常1隻

ご利用の手続きは、直島文化村（本村ラウンジ＆アーカイブ）で行っています



係留施設使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先(法人にあっては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

船種	船名	
国籍	全長	
総トン数	重量トン数	
船主名	代理店名	
船舶番号	船舶	FAX番号
最大喫水(停泊中)	船首	船尾
寄港地	(仕出港) (仕向港)	
揚荷の種類及び数量		
積荷の種類及び数量		
県外土砂等の荷役の有無 (有の場合、その使用目的)	有(特定埋立て等・特定埋立て等以外)・無	
係留施設の名称又は場所		
係留期間	年 月 日	時 分から 年 月 日 時 分まで

注1 「県外土砂等の荷役の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「県外土砂等」とは香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第51条の3第2項に規定する土砂等を、「特定埋立て等」とは香川県生活環境の保全に関する条例第2条第13項に規定する埋立て等をいいます。

3 「県外土砂等の荷役の有無」の欄で「有」及び「特定埋立て等」を選択した場合は、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第51条の3第1項の特定埋立て等実施(変更)届出書及び同規則第51条の10第1項の土砂等搬入(変更)届出書の写し並びに同条第3項第2号に掲げる当該検査の結果を証する書類の写しを添付してください。